三　実効EE_{t_k}＝max（実効$EE_{t_{k-1}}$，EE_{t_k}）

EE_{t_k}は、将来の時点t_kにおける、内部モデルにより推計されたエクスポージャーの額の平均（以下「期待エクスポージャー」という。）。ただし、実効EE_{t_0}は、カレント・エクスポージャー（期待エクスポージャーの算出の対象となるネッティング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネッティング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。第百三十三条第六項において同じ。）とする。

第五十三条に次の三項を加える。

3　標準的手法採用組合は、前項第一号に規定するαについて、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計したαが一・二を下回るときは、αは一・二とする。

一　αが、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額をEPEを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、EPEは次の算式により算出される値とする。ただし、ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、EPEの算出に当たって、当該満期までの間にこの号のΔt_kで加重平均したEPEを用いるものとする。

$$EPE = \sum_{k=1}^{n} EE_{t_k} \times \Delta t_k$$

nは、t_nが一年となるようなn

Δt_kは、$t_k - t_{k-1}$

二　すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三　経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四　経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

4　標準的手法採用組合は、ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する実効EE_{t_k}に代えて、EE_{t_k}を用いることにより同項第二号に規定する実効EPEを計測する方法を使用することができる。

5　標準的手法採用組合は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる実効EPEとする方法を使用することができる。

一　閾値（マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポージャーの額をいう。）に次の算式により算出されたアドオンを加えた額

アドオン＝$EE_{t_{mp}} - EE_{t_0}$

$EE_{t_{mp}}$は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されているレポ形式の取引のみから構成されるネッティング・セットについては五営業日、それ以外のすべてのネッティング・セットについては十営業日を下回らないものとする。）内における最後の時点の期待エクスポージャー

EE_{t_0}は、マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点の期待エクスポージャー

二　マージン・アグリーメントの影響がないと仮定した場合の実効EPE

第四章第四節中第五十三条の次に次の五条を加える。

（承認申請書の提出）

第五十三条の二　期待エクスポージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出しなければならない。

一　名称

二　自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　期待エクスポージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四　期待エクスポージャー方式実施計画

五　その他参考となるべき事項を記載した書類

3　前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　期待エクスポージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日

二　期待エクスポージャー方式の適用を除外する予定の範囲

（承認の基準）

第五十三条の三　行政庁は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　期待エクスポージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポージャー管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二　期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テスティング（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレス・テスト（期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三　期待エクスポージャー計測モデルの正確性が、期待エクスポージャー管理部署により継続的に検証されること。

四　期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ　期待エクスポージャー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ　第二号に定めるバック・テスティングに加え、組合のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ　仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。

五　理事（法第三十条に規定する理事をいう。以下同じ。）が期待エクスポージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。